

相談先一覧



女性の人権に関する相談

女性の人権ホットライン	☎0570-070-810
長野県男女共同参画センター “あいとびあ”	☎0266-22-8822
女性相談センター	☎026-235-5710
長野県性暴力被害者支援センター “りんどうハートながの”	☎026-235-7123

子育てに関する相談

軽井沢町子育て支援センター・子育て支援ダイヤル	☎0267-45-5744
-------------------------	---------------

教育相談、児童虐待に関する相談

子どもの人権110番	☎0120-007-110
軽井沢町こども教育課	☎0267-45-8672

福祉サービス、高齢者・障がい者虐待に関する相談

軽井沢町保健福祉課	☎0267-44-3333
軽井沢町地域包括支援センター	☎0267-45-3269

心身の健康、産前・産後ケア、乳幼児に関する相談

長野県精神保健福祉センター	☎026-227-1810
軽井沢町保健センター	☎0267-45-8549

犯罪被害に関する相談

長野犯罪被害者支援センター	☎026-233-7830
長野県児童虐待・DV24時間ホットライン	☎026-219-2413
長野県消費生活センター（東信地域）	☎0268-27-8517
軽井沢町法律相談	☎0267-45-8540

労働に関する相談

長野労働局雇用環境・均等室	☎026-227-0125
長野県労政事務所（東信地域）	☎0268-25-7144
佐久市生活就労支援センター “まいさぼ”	☎0267-78-5255

その他の相談窓口

みんなの人権110番	☎0570-003-110
いのちの電話	☎0570-783-556
長野県人権啓発センター	☎026-274-3232
軽井沢町心配ごと相談	☎0267-45-8113

軽井沢町 人権総合計画

概要版

軽井沢町人権総合計画

平成31年3月

発行：軽井沢町 編集：軽井沢町 教育委員会 生涯学習課

住所：〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2353番地1

電話：0267-45-8695

平成31年3月

軽井沢町

計画策定の趣旨

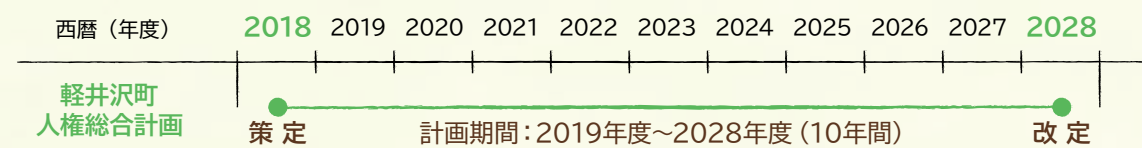


「軽井沢町人権総合計画」は、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消法」等の人権に関する法律や、インターネットによる人権侵害、性的マイノリティに関する人権問題等の人権をめぐる社会情勢、軽井沢町の人権に関する現状・課題やこれまでの施策・取組を踏まえ、今後の人権施策を総合的かつ計画的に進めることを目的として策定します。

計画の期間



「軽井沢町人権総合計画」の計画期間は、2019年度から2028年度までの10年間とします。



めざす将来像



だれもが自分らしく
活躍できるまち 軽井沢

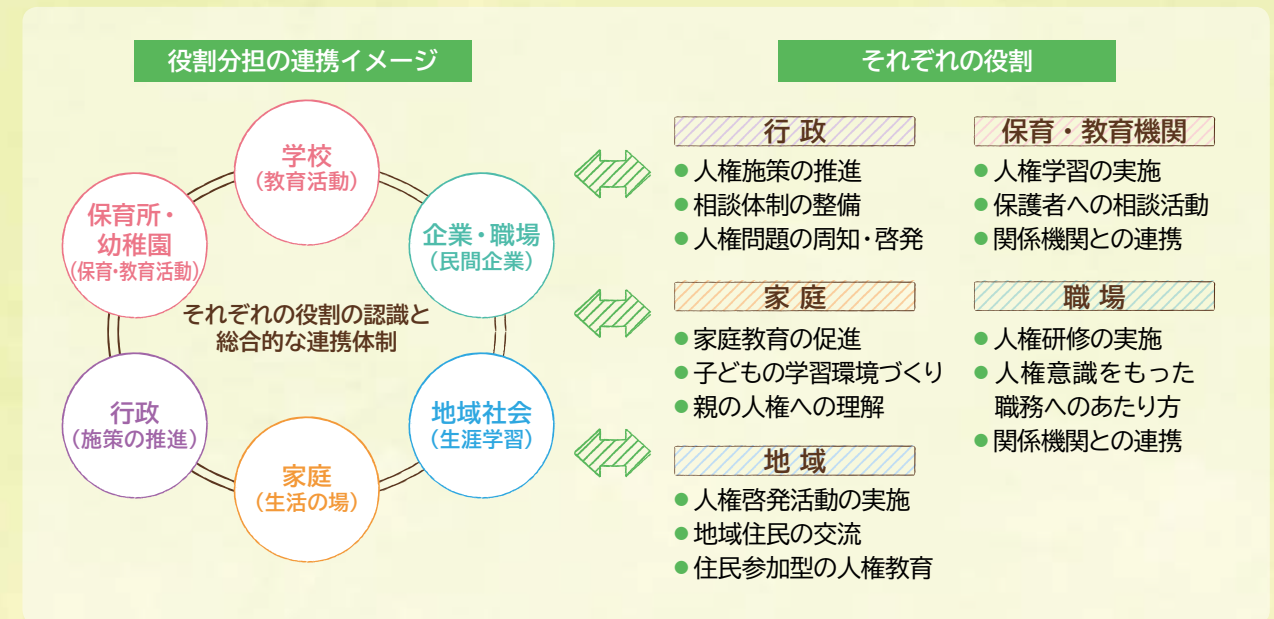


重点目標 1

役割に応じた人権教育・啓発と総合的な連携体制



人権に対する認識や直面する課題は、性別、年齢、立場、環境などによって異なることから、すべての町民がそれぞれの課題意識をもって行動に移せるよう、人権問題に関わる主体それぞれの役割を明確化することが不可欠です。そのためには、行政による周知・啓発だけでなく、学校や企業、地域社会など様々な関係機関がそれぞれで役割を認識し、連携していくことが大切です。「参画したいと考える人が参画できる」環境はもちろんですが、今後は、これまでの無関心層に向けても啓発することで、あらゆる機会を通じて、「誰もが参画しようと思える」環境づくり、意識づくりを行います。

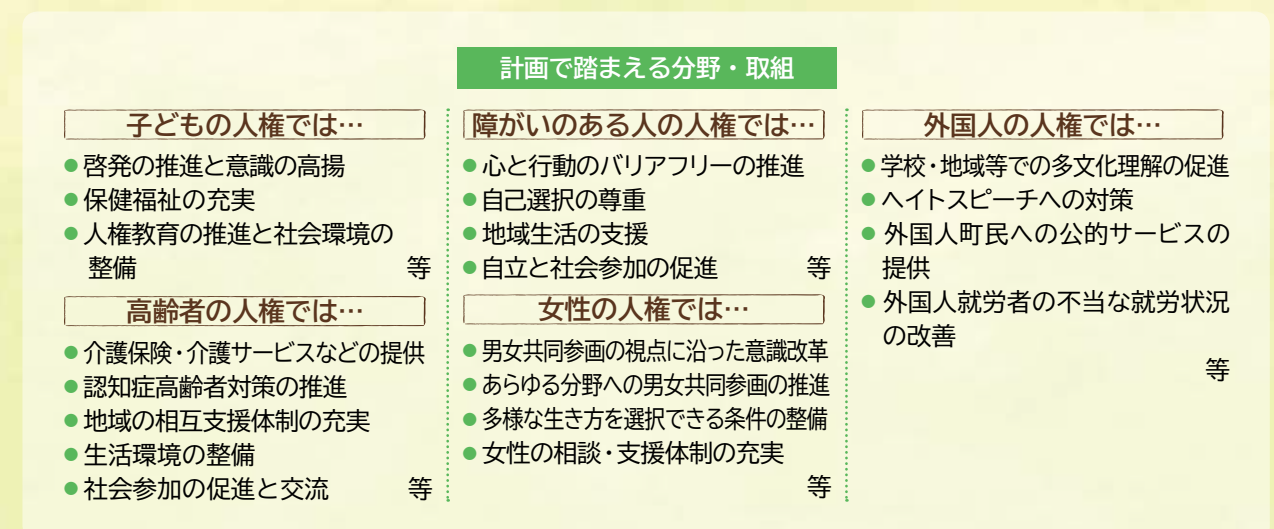


重点目標 2

社会潮流を踏まえた様々な人権問題への対応



人権侵害を受ける人をなくすためには、啓発や教育、相談・情報提供等の分野横断的な取組を進めるとともに、同和問題や障がいのある人、女性、外国人等、分野別で人権問題に対応することが重要となります。また、軽井沢町では外国人住民が年々増加していることも踏まえ、外国人の人権に対する施策も強化します。





各主体の取組

町民・家庭の取組

- 自分や家族の考えを理解し、尊重しましょう。

地域・団体の取組

- 周りに住む様々なバックグラウンドをもつ人と積極的に交流しましょう。



軽井沢町の方向性

人権について関心をもち、
他人を思いやるこころを育みましょう。



各主体の取組

学校の取組

- 人権に対する意識を育みましょう。

職場の取組

- 職場で人権について学ぶ機会を設けましょう。

基本施策① 子どもへの人権教育の実施

- ① 学校等における人権教育の実施
- ② 地域等と連携した人権教育の実施

基本施策② 成人への人権啓発の強化

- ① 成人への人権啓発の実施
- ② 社会教育・生涯学習を通じた人権教育の充実



子どもの権利って何??

すべての子どもには権利があります。国際連合では「子どもの権利条約」の中で、以下の4つの子どもの権利を守るよう定めています。

生きる権利

治療可能な病気に罹患したり、けがをした際、治療を受け、生きることができる権利。

育つ権利

それぞれの子どもの考えや信じることの自由が守られ、教育を受ける、休む、遊ぶなど自分らしく育つことができる権利。

守られる権利

あらゆる差別や虐待、搾取などから守られる権利。

参加する権利

それぞれの子どもが自由に自分の意見や考えを主張する、集まってグループをつくる、自由な活動を行うなど活動に参加することができる権利。

子どもにも権利があることを町民全員が認識しましょう。また、大人は子どもの権利が守られ、地域社会の中で健やかに育つことができる環境づくりに取り組みましょう。



各主体の取組

町民・家庭の取組

- 家庭で人権について話し合しましょう。

地域・団体の取組

- 集会等で人権について学習しましょう。



軽井沢町の方向性

人権問題に主体的に関わる人を
まちぐるみで育成しましょう。



各主体の取組

学校の取組

- 子どもの頃から人権について正しい知識と理解を深めましょう。

職場の取組

- 様々なバックグラウンドにより、不当な扱いをしない、させないようにしましょう。

基本施策① 職員等の人権研修の強化

- ① 行政職員に対する人権研修の実施
- ② 教職員に対する人権研修の実施
- ③ 人権擁護委員・人権同和教育推進委員の育成

基本施策② 団体・企業への人権研修の実施

- ① 団体・企業への人権啓発の実施





各主体の取組

町民・家庭の取組

- 人権侵害を受けた時の相談先を知りましょう。
- 家族が人権侵害を受けた場合、話を聴きましょう。

地域・団体の取組

- 地域で人権侵害を受けた人を見かけた場合、声をかけたり、適切な相談先を教えましょう。
- 地域で相談しあえる関係を築きましょう。



軽井沢町の方向性

人権侵害に対し、適切に対応できる体制を整備します。



各主体の取組

学校の取組

- 先生やスクールカウンセラーとの面談等により、子どもの異変に気づき、適切な支援ができる体制を強化しましょう。

職場の取組

- 専門家との面談等、人権侵害の早期発見、対応できる体制を整えましょう。

基本施策① 相談支援体制の充実

- 1 相談支援体制の充実
- 2 一時的な保護施設の確保

基本施策② 人権を守る体制の整備

- 1 庁内外の連携体制の強化



各主体の取組

町民・家庭の取組

- あらゆる人権に関わる問題について関心をもち、知識を身に着けましょう。

地域・団体の取組

- 周りに住む様々なバックグラウンドをもつ人に対する差別を地域ぐるみでなくしていきましょう。



軽井沢町の方向性

あらゆる人権に関わる問題について認識を深めた上で、行動できる人になりましょう。



各主体の取組

学校の取組

- あらゆる人権に係る問題について学び場を設けましょう。

職場の取組

- 職場で様々なバックグラウンドにより、不当な扱いをしない、させないようにしましょう。

基本施策① 女性・男性の人権

- 1 ハラスメント防止の推進
- 2 異性間での暴力の根絶、被害者への支援

基本施策② 子どもの人権

- 1 子どもの人権に関する啓発
- 2 いじめ・不登校に対する取組の推進
- 3 子育て支援・虐待防止に関する取組の推進

基本施策③ 高齢者の人権

- 1 高齢者の人権に関する啓発
- 2 高齢者の権利擁護に関する取組の推進
- 3 高齢者福祉サービスの充実
- 4 高齢者の社会への参画促進

基本施策④ 障がい者の人権

- 1 障がい者の人権に関する啓発
- 2 障がい者の権利擁護に関する取組の推進

- 3 障害福祉サービスの充実
- 4 障がい者の社会への参画促進
- 5 障がい者が住み慣れた地域で安心して生活することのできる環境の整備

基本施策⑤ 同和地区出身者の人権

- 1 同和地区出身者の人権に関する啓発
- 2 事案への対応体制の整備
- 3 相談支援体制の充実
- 4 えせ同和行為の防止

基本施策⑥ 外国人の人権

- 1 外国人の人権に関する啓発
- 2 国際理解の促進
- 3 外国語に対応した相談支援体制の整備

基本施策⑦ 感染症患者の人権

- 1 感染症患者の人権に関する啓発・正しい知識の普及
- 2 相談支援体制の充実
- 3 医療・福祉関係者との連携

基本施策⑧ 犯罪被害者、刑を終えて出所した人の人権

- 1 犯罪被害者、刑を終えて出所した人の人権に関する啓発
- 2 犯罪被害者への支援

基本施策⑨ 性的マイノリティに関する人権

- 1 性的マイノリティに関する人権の啓発
- 2 相談支援体制の整備

基本施策⑩ インターネットによる人権侵害

- 1 インターネットによる人権侵害に関する啓発・教育
- 2 情報削除のための公的機関との連携

基本施策⑪ その他の人権問題

- 1 啓発の推進
- 2 相談支援体制の整備